第48号議案

亀岡市立川東小学校・高田中学校改築工事(建築) (Ⅲ期)請負契約の締結について

亀岡市立川東小学校・高田中学校改築工事(建築)(Ⅲ期)について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年亀岡市条例第1号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成27年9月7日提出

亀岡市長 栗山 正隆

記

- 1 契約の目的 亀岡市立川東小学校・高田中学校改築工事 (建築) (Ⅲ期)
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金439,344,000円
- 4 契約の相手方 三煌・石村特定建設工事共同企業体 代表者 京都府亀岡市大井町南金岐尾垣内9 番地 株式会社三煌産業

代表取締役 渡 辺 裕 昭

構成員 京都府亀岡市篠町馬堀広道19番地 の1

> 株式会社石村組 代表取締役 石 村 和 義



工事請負仮契約書

1 工 事 番 号 27教第2号

2 工 事 名 亀岡市立川東小学校・高田中学校改築工事(建築) (Ⅲ期)

3 工 事 場 所 亀岡市馬路町地内

4 請 負 代 金 額 ¥439,344,000-

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥32,544,000

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に108分の8を乗じて得た額である。

5 工 期 着工 議会の議決のあった翌日 完成 平成28年 9 月30日

6 契約保証金要

7 解体工事に要する費用等 省略

第1条(総則)から第54条(補則)まで 省略 (仮契約の条項)

第55条 この契約書は、発注者がこの契約について、亀岡市議会の議決を得 たときに、本契約書として効力を発生するものである。

この契約を証するため本書2通を作成し発注者及び受注者が記名押印の上、 各自1通を保有する。

平成27年8月19日

発注者 京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市長 栗山正隆 薩

三煌・石村特定建設工事共同企業体

代表者

受注者 住 所 京都府亀岡市大井町南金岐尾垣内 9 番地

商号又は名称 株式会社三煌産業

代表者名 代表取締役 渡辺裕昭 印

構成員

住 所 京都府亀岡市篠町馬堀広道19番地の1

商号又は名称 株式会社石村組

代表者名 代表取締役 石村和義 印

工事請負契約締結議案明細書 (予定)

契約の目的	亀岡市立川東小学校・高田中学校改築工事(建築) (Ⅲ期)
契約の方法	一般競争入札
契 約 金 額	金439,344,000円
契約の相手方	三煌・石村特定建設工事共同企業体 代表者 京都府亀岡市大井町南金岐尾垣内9番地 株式会社三煌産業 代表取締役 渡辺 裕昭 構成員 京都府亀岡市篠町馬堀広道19番地の1 株式会社石村組 代表取締役 石村 和義
工事場所	亀岡市馬路町地内
工期	着工 議会の議決のあった翌日 完成 平成28年 9 月30日
工事概要	屋内運動場1棟大規模改造工事